

半 期 報 告 書

(第10期中) 自 平成17年 4 月 1 日
至 平成17年 9 月 30 日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

(941813)

第10期中（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年12月22日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

目 次

頁

第10期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【対処すべき課題】	5
4 【経営上の重要な契約等】	5
5 【研究開発活動】	5
第3 【設備の状況】	6
1 【主要な設備の状況】	6
2 【設備の新設、除却等の計画】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【株価の推移】	11
3 【役員の状況】	11
第5 【経理の状況】	12
【中間財務諸表等】	13
第6 【提出会社の参考情報】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36

中間監査報告書

当中間会計期間	37
---------------	----

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月22日

【中間会計期間】 第10期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

【英訳名】 Universal Solution Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 口 浩 行

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03-3568-1305 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 大 菅 伸 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03-3568-1305 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 大 菅 伸 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (千円)	—	—	1,703,652	3,844,541	3,909,927
経常利益 (千円)	—	—	41,691	66,603	141,157
中間(当期)純利益 (千円)	—	—	27,253	11,196	74,103
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	842,800	422,500	727,300
発行済株式総数 (株)	—	—	17,578	8,450	15,378
純資産額 (千円)	—	—	1,384,295	442,337	1,126,041
総資産額 (千円)	—	—	2,222,949	1,278,412	2,180,767
1株当たり純資産額 (円)	—	—	78,751.56	52,347.69	73,224.19
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	1,671.77	1,378.00	6,461.78
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	62.3	34.6	51.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	176,575	147,622	168,363
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△152,597	△200,816	△191,981
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	189,535	85,554	806,994
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	—	1,135,646	138,756	922,133
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	— (—)	— (—)	66 (19)	62 (16)	63 (19)

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 従業員数は、就業人員数で表示しており、平均臨時雇用者数は()内に外数で記載しております。
- 4 第8期及び第9期並びに第10期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 5 当社は平成17年10月に上場しており、第8期中間期及び第9期中間期にかかる開示を行っていないため、第8期中間期及び第9期中間期数値を記載しておりません。
- 6 第8期及び第9期の財務諸表並びに第10期中間会計期間の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、優成監査法人の中間監査及び監査を受けております。
- 7 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数(名)	66 (19)
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間会計期間は、中間財務諸表の開示初年度である為、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

当中間会計期間（平成17年4月1日～9月30日）におけるわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や雇用情勢の改善など緩やかな回復の兆しが見られました。一方で、依然として続く不安定な世界情勢や原油価格が引き続き高値で推移するなど、先行き不透明な状態が続きました。

IT業界全体では、国内のパソコン普及率が平成15年以降60%を越えており、ここに来て普及率の上昇が鈍ってはいるものの、携帯電話など代替端末も増えていることから一時的なものと思われております。また、IT業界の中でも、ITアウトソーシング事業の市場は引き続き急成長している分野であります。情報インフラについては、地上波デジタル化の影響もあり光ファイバー網加入者の増加を中心にますます大容量・高速化も著しく進み、ブロードバンド接続は標準となりつつあります。

このような環境下、当社は基幹事業分野でありますASP事業においては新規業界向けサービスの拡充に注力するとともに、コストダウンサービス事業（店舗・企業向け購買代理事業）の収益向上に取り組んでまいりました。

この結果、当中間会計期間における売上高は、1,703,652千円となりました。利益面では、売上総利益は380,852千円、経常利益41,691千円、中間純利益は27,253千円となりました。売上総利益は前年同期比で増益を達成致しましたが、企業体制強化の為に積極的に採用を進めた結果、人件費が63,480千円増加し、また事務所移転などによる地代家賃の増加10,257千円、及び上場関連費用の発生5,896千円などにより経常利益、中間純利益は減益となりました。

事業部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

ASP事業は、全体として着実に成長を続けておりますが、当期より、店舗コンピューターの販売を行わないこととし、ASPとしてのサービス提供に特化をしたことで売上高は前年同期比減収の660,892千円となりました。『LinkCafe』サービスの原価については外部委託に係る支払手数料の削減に努め、売上総利益は310,711千円となりました。

コストダウンサービス事業は、『LinkCafe』サービスを利用した商品の受発注は拡大しているものの、前年同期に大口顧客のチェーン店が大規模に行なったキャンペーン商品の売上がなくなった為、売上高は1,042,760千円となりましたが、売上総利益は70,141千円となり、増益を達成いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローについては、営業活動により176,575千円獲得、投資活動により152,597千円使用、財務活動により189,535千円獲得し、その結果獲得した資金は213,513千円となり、当中間会計期間末残高は1,135,646千円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果獲得した資金は、176,575千円となりました。これは主に税引前中間純利益の計上51,075千円、売上債権の減少250,132千円、仕入債務の減少90,315千円および法人税等の支払額44,395千円などによるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果使用した資金は、152,597千円となりました。これは主に、ソフトウェアの取得による支出112,029千円およびソフトウェアの製作による支出11,036千円などによるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果得られた資金は、189,535千円となりました。これは主に株式の発行による収入231,000千円、長期借入金の返済による支出26,972千円及び未払金の返済による支出11,507千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社はASP事業及びコストダウンサービス事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項はありません。

(2) 受注状況

当社が行うASP事業及びコストダウンサービス事業は、提供するサービスの性格上、受注生産という概念の意義が薄いため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(千円)
ASP事業	660,892
コストダウンサービス事業	1,042,760
合計	1,703,652

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	販売高(千円)	割合(%)
(株)レイنزインターナショナル	254,851	15.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社の基幹事業であるASP事業のソフトウェア開発に係る研究開発活動は従来より行われており、研究開発活動に直接携わる研究員の人件費を7,983千円計上しております。

具体的な活動としては、ユニバーサルプラットフォーム上に導入すべきミドルウェアの発掘・研究を行うことで、システムサービスレベルの向上に努めております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	62,312
計	62,312

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月22日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	17,578	19,578	ジャスダック 証券取引所	—
計	17,578	19,578	—	—

- (注) 1 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。
 2 平成17年10月28日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）増資による新株式2,000株を発行しました。
 3 当社株式は平成17年10月31日付で、ジャスダック証券取引所に上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年3月30日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	410 (注)1	410 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	410 (注)1	410 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	158,452	158,452
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 158,452 資本組入額 79,226	発行価格 158,452 資本組入額 79,226
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

- (注) 1 新株予約権被付与者のうち、監査役1名の退任により、新株予約権の個数が10個、新株予約権の目的となる株式の数が10株、それぞれが減少しております。
 2 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（併合）の比率
 3 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、権利行使時においても当社の取締役または社員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社関連会社などへの移籍その他正当な理由がある退職の場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。但し、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された時、当社が完全子会社となる株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、注5(1)記載の条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(平成17年3月24日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	450	450
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450	450
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105,000	105,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで	平成19年4月1日から 平成27年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105,000 資本組入額 52,500	発行価格 105,000 資本組入額 52,500
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 1 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 当社が時価を下回る払込価額で新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (4) その他の条件は、臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 新株予約権の消却事由及び条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が注4(1)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却するものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年5月18日 (注)1	100	15,478	5,250	732,550	5,250	310,050
平成17年5月19日 (注)2	100	15,578	5,250	737,800	5,250	315,300
平成17年7月22日 (注)3	2,000	17,578	105,000	842,800	105,000	420,300

- (注) 1 新株予約権の行使 行使者 大菅伸弘 発行価格 105,000円 資本組入額 52,500円
 2 新株予約権の行使 行使者 古本裕二 発行価格 105,000円 資本組入額 52,500円
 3 新株予約権の行使 行使者 山口浩行 発行価格 105,000円 資本組入額 52,500円
 4 中間会計期間の末日後、平成17年10月28日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）増資による新株式2,000株（引受価額87,875円、資本組入額36,550円）の発行により、資本金は73,100千円、資本準備金は102,650千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ApaxGlobisJapanFund, L.P. (常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石則文)	445ParkAvenue, NetWork, NewYork 10022 (東京都千代田区紀尾井町3番28号)	4,202	23.90
株式会社ベンチャー・リンク	東京都台東区寿2丁目1番13号	3,550	20.20
山口 浩行	岡山県岡山市浜2丁目8番37号	3,300	18.77
株式会社インテック	富山市牛島新町5番5号	1,200	6.83
アント・ブリッジ1号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	830	4.72
株式会社レックス・ホールディン グス(旧株式会社レイズインター ナショナル)	東京都港区六本木1丁目8番7号	760	4.32
三菱電機インフォメーションシス テムズ株式会社	東京都港区芝浦4丁目13番23号	600	3.41
株式会社ネクストジャパン	大阪府吹田市豊津町9番1号	530	3.02
ユニバーサルソリューションシス テムズ株式会社従業員持株会	東京都港区赤坂1丁目12番32号	525	2.99
ナレッジファンド9号投資事業組 合	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目3番23号	500	2.84
計	—	15,997	91.01

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,578	17,578	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	—	—	—
発行済株式総数	17,578	—	—
総株主の議決権	—	17,578	—

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社株式は、非上場であり、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成17年10月31日付をもってジャスダック証券取引所に上場しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の終了日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、以下のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)	就任年月日
監査役	—	佐長 功	昭和36年8月11日	平成元年4月 弁護士登録 平成元年4月 銀座法律事務所(現阿部・井窪・片山法律事務所)入所 平成10年1月 同所パートナー就任(現任) 平成13年6月 日新製糖株式会社監査役就任(現任) 平成17年6月 当社監査役就任(現任)	—	平成17年6月29日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	忠津光彦	平成17年8月11日

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	営業部長兼 コストダウンサービス部長	取締役	営業部長	古本裕二	平成17年6月9日
取締役	特命事務担当	取締役	コストダウンサービス部長	六反田 靖	平成17年6月9日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)が中間財務諸表の提出初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表について、優成監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金		1,135,646		922,133		
2 売掛金		392,966		643,099		
3 商品		2,506		—		
4 貯蔵品		—		200		
5 前払費用		54,243		43,507		
6 未収入金		73,133		36,685		
7 繰延税金資産		18,505		22,355		
8 その他		6,380		4,026		
貸倒引当金		△16,565		△19,975		
流動資産合計		1,666,815	75.0	1,652,032	75.8	
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		15,067		17,479		
減価償却累計額		1,902	13,165	1,216	16,262	
(2) 構築物		237		237		
減価償却累計額		111	126	99	138	
(3) 工具器具備品		47,847		46,436		
減価償却累計額		25,918	21,929	23,020	23,415	
有形固定資産合計			35,221		39,816	
2 無形固定資産						
(1) 営業権			60,000		72,000	
(2) ソフトウェア			329,439		229,225	
(3) ソフトウェア仮勘定			—		41,548	
(4) 電話加入権			1,624		1,624	
(5) その他			149		161	
無形固定資産計			391,213		344,560	
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			1,185		1,185	
(2) 従業員長期貸付金			433		789	
(3) 長期前払費用			23,570		33,989	
(4) 敷金・保証金			93,486		93,364	
(5) 繰延税金資産			2,559		6,202	
投資その他の資産合計			121,237		135,531	
固定資産合計			547,672		519,907	
III 繰延資産						
1 新株発行費			3,860		2,694	
2 社債発行費			4,600		6,133	
繰延資産合計			8,460		8,827	
資産合計			2,222,949	100.0	2,180,767	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金		322,398		412,714	
2 1年内返済予定長期借入金		53,944		53,944	
3 未払金		125,466		175,832	
4 未払費用		18,585		12,886	
5 未払法人税等		20,287		49,181	
6 未払消費税等	※1	7,276		14,375	
7 預り金		4,800		3,909	
8 賞与引当金		25,055		26,168	
9 その他		—		1,155	
流動負債合計		577,814	26.0	750,168	34.4
II 固定負債					
1 長期借入金		49,084		76,056	
2 社債		200,000		200,000	
3 役員退職慰労引当金		—		7,720	
4 退職給付引当金		6,289		7,574	
5 その他		5,465		13,207	
固定負債合計		260,839	11.7	304,557	14.0
負債合計		838,654	37.7	1,054,726	48.4
(資本の部)					
I 資本金		842,800	37.9	727,300	33.3
II 資本剰余金					
1 資本準備金		420,300		304,800	
資本剰余金合計		420,300	18.9	304,800	14.0
III 利益剰余金					
1 中間(当期)未処分利益		121,195		93,941	
利益剰余金合計		121,195	5.5	93,941	4.3
資本合計		1,384,295	62.3	1,126,041	51.6
負債及び資本合計		2,222,949	100.0	2,180,767	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
I 売上高			1,703,652	100.0		3,909,927	100.0
II 売上原価	※5		1,322,799	77.6		3,270,674	83.7
売上総利益			380,852	22.4		639,253	16.3
III 販売費及び一般管理費	※5		328,286	19.3		487,145	12.5
営業利益			52,566	3.1		152,108	3.8
IV 営業外収益	※1		3,357	0.2		10,347	0.3
V 営業外費用	※2		14,232	0.8		21,298	0.5
経常利益			41,691	2.5		141,157	3.6
VI 特別利益	※3		27,308	1.6		3	0.0
VII 特別損失	※4		17,925	1.1		30,588	0.8
税引前中間(当期)純利益			51,075	3.0		110,573	2.8
法人税、住民税 及び事業税		16,329				65,027	
法人税等調整額		7,492	23,821	1.4	△28,557	36,469	0.9
中間(当期)純利益			27,253	1.6		74,103	1.9
前期繰越利益			93,941			19,837	
中間(当期)未処分利益			121,195			93,941	

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間	前事業年度
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		51,075	110,573
減価償却費		61,750	102,699
新株発行費償却		823	1,347
社債発行費償却		1,533	3,066
投資有価証券売却益		—	△3
固定資産売却益		△17,442	—
リース解約損		15,349	—
固定資産除却損		2,575	1,526
役員退職慰労金		—	7,950
固定資産賃貸料		△2,620	△8,501
賃借料		2,620	8,501
上場関連費用		5,896	—
貸倒引当金の増加額(△減少額)		△3,409	18,216
賞与引当金の増加額(△減少額)		△1,112	6,617
役員退職慰労引当金の増加額(△減少額)		△7,720	7,720
退職給付引当金の増加額(△減少額)		△1,284	4,129
受取利息及び受取配当金		△12	△31
支払利息		3,359	6,095
売上債権の減少額		250,132	118,932
たな卸資産の増加額		△2,305	△88
仕入債務の増加額(△減少額)		△90,315	5,882
未払金の減少額		△872	△76,385
その他の資産の増加額		△38,992	△48,777
その他の負債の減少額		△2,712	△29,006
小計		226,315	240,464
利息及び配当金の受取額		12	31
利息の支払額		△3,353	△5,290
役員退職慰労金の支払額		—	△7,950
リース解約による支出		△2,003	—
法人税等の支払額		△44,395	△58,891
営業活動によるキャッシュ・フロー		176,575	168,363
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△29,580	△7,609
固定資産賃貸収入		2,620	8,501
賃借料の支払による支出		△2,620	△8,501
ソフトウェアの取得による支出		△112,029	△83,029
ソフトウェアの製作による支出		△11,036	△19,540
貸付による支出		—	△775
貸付金の回収による収入		521	1,743
投資有価証券の売却による収入		—	3
敷金・保証金の増加額		△472	△82,773
投資活動によるキャッシュ・フロー		△152,597	△191,981

		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の借入による収入		—	40,000
短期借入金の返済による支出		—	△90,000
長期借入金の借入による収入		—	150,000
長期借入金の返済による支出		△26,972	△65,835
社債の発行による収入		—	200,000
社債の発行による支出		—	△9,200
未払金の返済による支出		△11,507	△23,528
株式の発行による収入		231,000	609,600
株式の発行による支出		△1,120	△4,041
上場関連の支出		△1,864	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		189,535	806,994
Ⅳ 現金及び現金同等物の増加額		213,513	783,376
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		922,133	138,756
Ⅵ 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	1,135,646	922,133

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>						
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法</p> <hr/> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 平成10年4月1日以降取得する建物(附属設備を除く)については定額法、その他については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建物</td><td>15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>13年</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td>4～8年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法を採用しております。 営業権については、商法施行規則に規定する最長期間(5年)にわたり均等償却しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費 商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の内、当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	建物	15年	構築物	13年	工具器具備品	4～8年	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <hr/> <p>貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 同左</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の内、当期負担額を計上しております。</p>
建物	15年						
構築物	13年						
工具器具備品	4～8年						

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、退職給付規程の改訂により発生した過去勤務債務については、一括償却しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 _____</p> <p>(追加情報) 平成17年6月9日の取締役会において、役員退職慰労金規程の廃止を決議いたしました。これに伴い、前期末の役員退職慰労引当金残高のうち当中間会計期間未使用残高7,720千円を取り崩し、特別利益の役員退職慰労引当金戻入額として計上しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 金利スワップ 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引について、特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。</p> <p>7 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 従業員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社では、これまで役員に対する退職慰労金を支出しておりませんでした。当期において従業員の退職慰労金に関する内規を整備したことに伴い、当期から役員退職慰労引当金を計上することといたしました。 この結果、従来と比較して営業利益及び経常利益がそれぞれ4,005千円減少し、税引前当期純利益が7,720千円減少しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用方針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>_____</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平17年3月31日)
※1 消費税の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	—————

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
※1	営業外収益の主要項目	※1	営業外収益の主要項目
	受取利息 12千円		受取利息 31千円
	固定資産賃貸料 2,620千円		固定資産賃貸料 8,501千円
※2	営業外費用の主要項目	※2	営業外費用の主要項目
	支払利息 3,359千円		支払利息 6,095千円
	賃借料 2,620千円		賃借料 8,501千円
	新株発行費償却 823千円		新株発行費償却 1,347千円
	社債発行費償却 1,533千円		社債発行費償却 3,066千円
	上場関連費用 5,896千円		
※3	特別利益の主要項目	※3	—————
	固定資産売却益		
	工具器具備品 17,442千円		
	貸倒引当金戻入 1,266千円		
	役員退職慰労引当金戻入額 7,720千円		
※4	特別損失の主要項目	※4	特別損失の主要項目
	固定資産除却損 2,575千円		固定資産除却損 1,526千円
	リース解約損 15,349千円		貸倒引当金繰入額 17,397千円
			役員退職慰労金 7,950千円
			役員退職慰労引当金繰入額 3,715千円
※5	減価償却実施額	※5	減価償却実施額
	有形固定資産 4,731千円		有形固定資産 6,320千円
	無形固定資産 56,984千円		無形固定資産 95,719千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在) (千円) 現金及び預金勘定 <u>1,135,646</u> 現金及び現金同等物 <u>1,135,646</u>	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年3月31日現在) (千円) 現金及び預金勘定 <u>922,133</u> 現金及び現金同等物 <u>922,133</u>

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間会計 期間末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	
機械装置	409,339	314,410	94,929	機械装置	409,339	285,255	124,084
工具器具備品	507,028	284,053	222,974	工具器具備品	507,333	250,171	257,162
合計	916,367	598,463	317,904	合計	916,673	535,426	381,246
② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			165,189千円	1年以内			174,994千円
1年超			229,751千円	1年超			284,522千円
合計			394,941千円	合計			459,516千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			97,694千円	支払リース料			185,752千円
減価償却費相当額			79,988千円	減価償却費相当額			175,281千円
支払利息相当額			4,931千円	支払利息相当額			11,158千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成17年9月30日)

時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

項目	貸借対照表計上額 (千円)
その他の有価証券 非上場株式	1,185
合計	1,185

前事業年度末(平成17年3月31日)

時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

項目	貸借対照表計上額 (千円)
その他の有価証券 非上場株式	1,185
合計	1,185

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、ヘッジ会計における特例処理を採用しているため、注記の対象から除いております。

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、ヘッジ会計における特例処理を採用しているため、注記の対象から除いております。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性に乏しいため記載しておりません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額 78,751.56円	1株当たり純資産額 73,224.19円
1株当たり中間純利益 1,671.77円	1株当たり当期純利益 6,461.78円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場・非登録であるため、期中平均株価を把握できませんので、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場・非登録であるため、期中平均株価を把握できませんので、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
中間損益計算書(損益計算書)上の 中間(当期)純利益(千円)	27,253	74,103
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	27,253	74,103
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	16,302	11,468
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜 在株式の概要	新株予約権(新株予約権 の数860個) これらの詳細は「第4提 出会社の状況1株式等の 状況(2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりで あります。	新株予約権(新株予約権 の数420個) これらの詳細は「第4提 出会社の状況1株式等の 状況(2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>当社は、平成17年9月29日、平成17年10月12日及び平成17年10月20日開催の取締役会において、次の通り新株式の発行を決議し、平成17年10月28日に払込が完了致しました。</p> <p>(1) 募集方法 ブックビルディング方式による募集</p> <p>(2) 発行する株式の種類及び数 普通株式2,000株</p> <p>(3) 発行価格 1株につき95,000円 募集はこの価格にて行いました。</p> <p>(4) 引受価額 1株につき87,875円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>(5) 発行価額 1株につき73,100円(資本組入額36,550円)</p> <p>(6) 発行価額の総額 146,200千円</p> <p>(7) 払込金額の総額 175,750千円</p> <p>(8) 資本組入額の総額 73,100千円</p> <p>(9) 払込期日 平成17年10月28日</p> <p>(10) 配当起算日 平成17年10月1日</p> <p>(11) 資金の使途 サービス強化を含む設備投資等</p>	<p>1. 新株予約権の付与</p> <p>1) 平成17年4月13日開催の取締役会決議に基づき、平成17年5月10日に次のとおりストック・オプションとして新株予約権を発行致しました。</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式2,200株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>(2) 発行した新株予約権の総数 2,200個 (新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。</p> <p>(4) 権利行使時の1株当たり払込金額 新株予約権1個当たりの払込金額は、次に記す1株当たりの払込金額(以下「払込金額」とする)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。 払込金額は、105,000円とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p style="text-align: center;">調整後払込金額＝調整前払込金額×(1/分割・併合の比率)</p> <p>また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。</p>

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
	<p style="text-align: center;">調整後払込金額＝調整前払込金額× (既発行株式数＋(新規発行株式数 ×1株当たり払込金額)／1株当たりの 時価)／(既発行株式数＋新規発行株 式数)</p> <p style="text-align: center;">上記算式において、「既発行株式数」 とは当社の発行済普通株式数から当社が 保有する普通株式にかかる自己株式数を 控除した数とし、自己株式の処分を行う 場合には、「新規発行株式数」を「処分 する自己株式数」に読み替えるものとす る。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成17年 4月 1日から平成27年 2月28 日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権 利行使時においても、当社の取締役、 監査役、顧問または従業員その他これ に準ずる地位にあることを要す。ただ し、任期満了による退任、定年退職そ 他これに準ずる正当な理由のある場合 はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡 した場合は、相続人がこれを行使でき るものとする。</p> <p>③ その他の条件については、株主総会及 び取締役会決議に基づき、当社と対象 取締役との間で締結する「新株予約権 割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の消却 当社は、新株予約権の割当てを受けた者 が(6)に定める規定により、権利を行使 する条件に該当しなくなった場合及び新 株予約権を喪失した場合にはその新株予 約権を消却することができる。 この場合、当該新株予約権は無償で消 却するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは取締役会 の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権証券の発行制限 本新株予約権証券は、本新株予約権者 の請求があるときに限り発行する。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により新株を発行する 場合の当該新株の発行価額のうち資本に 組み入れない額 発行価額の2分の1の額 ただし、1円未満の端数は切り捨てる ものとする。</p> <p>(11) 配当起算日 本新株予約権の行使により交付する当 社普通株式に関する利益配当金は、本新 株予約権行使の効力発生日に属する営業 年度の最初の日に新株予約権行使の効力 が発生したものとみなして、これを支払 う。</p>

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
	<p>(12) 有利な条件の内容 当社取締役に対して、新株予約権を無償で発行した。</p> <p>2) 平成17年 6月 9日開催の取締役会決議に基づき平成17年 6月29日に次のとおりストック・オプションとして新株予約権を発行致しました。</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式450株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>(2) 発行した新株予約権の総数 450個 (新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。</p> <p>(4) 権利行使時の1株当たり払込金額 新株予約権1個当たりの払込金額は、次に記す1株当たりの払込金額(以下「払込金額」とする)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。 払込金額は、105,000円とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p style="text-align: center;">調整後払込金額＝調整前払込金額×(1／分割・併合の比率)</p> <p>また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。</p>

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
	<p style="text-align: center;">調整後払込金額＝調整前払込金額× ((既発行株式数＋ (新規発行株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たりの 時価)) / (既発行株式数＋新規発行株 式数))</p> <p style="text-align: center;">上記の算式において、「既発行株式 数」とは当社の発行済普通株式数から当 社が保有する普通株式にかかる自己株式 数を控除した数とし、自己株式の処分を 行う場合には、「新規発行株式数」を 「処分する自己株式数」に読み替えるも のとする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成19年 4月 1日から平成27年 2月28 日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利 行使時においても、当社の取締役、監査 役、顧問または従業員その他これに準ず る地位にあることを要す。ただし、任期 満了による退任、定年退職その他これに 準ずる正当な理由のある場合はこの限り ではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡し た場合は、相続人がこれを行使できるも のとする。新株予約権の譲渡・質入れそ の他の処分は認めない。</p> <p>③ その他の条件については、株主総会及び 取締役会決議に基づき、当社と対象執行 役員、監査役および従業員との間で締結 する「新株予約権割当契約」に定めると ころによる。</p> <p>(7) 新株予約権の消却 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が (6)に定める規定により、権利を行使する 条件に該当しなくなった場合及び新株予約 権を喪失した場合にはその新株予約権を消 却することができる。 この場合、当該新株予約権は無償で消却 するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは取締役会 の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権証券の発行制限 本新株予約権証券は、本新株予約権者 の請求があるときに限り発行する。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により新株を発行する 場合の当該新株の発行価額のうち資本金 に組み入れない額 発行価額の2分の1の額 ただし、1円未満の端数は切り捨てる ものとする。</p>

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>						
	<p>(11) 配当起算日 新株予約権の行使により発行された新株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、権利行使による払込が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株が発行されたものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(12) 有利な条件の内容 当社執行役員、監査役および従業員に対して、新株予約権を無償で発行した。</p> <p>2. 新株予約権の行使 平成17年5月18日、平成17年5月19日、平成17年7月22日付けで第2回新株予約権に係る新株予約権の行使により、株式数等が次のとおり増加致しました。 発行した株式の種類および数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当社普通株式</td> <td style="text-align: right;">2,200株</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">115,500千円</td> </tr> <tr> <td>資本準備金</td> <td style="text-align: right;">115,500千円</td> </tr> </table> <p>これにより、平成17年7月22日現在の発行済株式の総数は17,578株、資本金は842,800千円、資本準備金は420,300千円となっております。</p>	当社普通株式	2,200株	資本金	115,500千円	資本準備金	115,500千円
当社普通株式	2,200株						
資本金	115,500千円						
資本準備金	115,500千円						

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（一般募集による増資）及びその添付書類
平成17年9月29日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成17年10月12日、平成17年10月20日関東財務局長に提出。
平成17年9月29日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 善 孝 ㊞

業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。